

建設工事における配置技術者等の留意事項について

豊橋市が発注する建設工事に主任技術者又は現場代理人を配置する場合、また営業所技術者等(特定営業所技術者または営業所技術者)との関連について、下記のことに注意してください。

1 専任の主任技術者の配置を要しない工事の場合

1 つの工事での運用	主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
4,500 万円未満の工事	兼任可		※3

複数の工事での運用		4,500 万円未満の I 工事		
		主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
4,500 万円未満の II 工事	主任技術者	兼任可	※1・2	※3
	現場代理人	※1・2	※2	※3
	営業所技術者等	※3	※3	

上表の金額は建築一式工事にあつては 9,000 万円未満

- ※1. 主任技術者は建設工事の適正な施工を確保するために工事現場ごとに専任で配置することが望ましいが、請負金額 4,500 万円未満の工事(建築一式工事は 9,000 万円未満)の場合にあつて、雇用関係が確認され各々の工事に専任条件がなければ、1人の主任技術者を複数の工事に兼任させることが可能である。表(A)

注1: 主任技術者が現場代理人を兼任する場合※4の条件を満たせば、3件まで可能とする。表(B)

注2: 主任技術者が営業所技術者等を兼任する場合※4の条件を満たせば、2件まで可能とする。表(C)

注3: 前年度の工事において、主任技術者または現場代理人として 70 点未満の成績評定のあったものは、現場代理人を兼任できない。表(B)2

注4: 契約工期の重複する等複数の請負契約に係る工事で、当初の請負契約以外の契約が随意契約による場合は、これら複数の工事を一つの工事とみなして技術者等を配置する。

- ※2. 現場代理人は工事現場への常駐が契約約款に規定されているが、本市では、※4の条件を満たせば、1人の現場代理人を3件までの工事に限り、現場へ配置できることとする。表(B)

注5: 上記の現場代理人が営業所技術者等を兼任する場合は2件までに限ることとする。表(C)

注6: 前年度の工事において、現場代理人または主任技術者として 70 点未満の成績評定のあったものは、現場代理人を兼任できない。表(B)2

- ※3. 営業所技術者等は営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、原則として現場代理人及び工事現場の主任技術者になることはできない。ただし平成 15 年 4 月 21 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知、国総建第 18 号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」の中で法 26 条第3項に規定する専任を要する者以外は、一定の条件を満たす場合、営業所技術者等と工事の現場における主任技術者を兼ねることができるとされている。

- 注7: ※4の条件を満たした場合に、2件までに限り営業所技術者等を工事現場の専任を要しない主任技術者または現場代理人として配置できることとする。表(C)
- 注8: 前年度の工事において、現場代理人または主任技術者として70点未満の成績評定のあったものは、現場代理人を兼任できない。表(C)2

※4. 条件

- ① 豊橋市又は豊橋市上下水道局と請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事請負金額(税込み)が4,500万円未満(建築一式工事は9,000万円未満)であること。
- ③ 工事場所が豊橋市内であること。
- ④ 兼任するそれぞれの工事の監督職員に工程表等を提示した上で互いの工事の工程管理、安全管理、労務管理等に影響しないとして兼任可能と認められた工事であること。
- ⑤ 入札公告、指名通知又は特記仕様書に現場代理人の兼任ができない旨の記載がある工事でないこと。

2 専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合

1つの工事での運用2	主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
4,500万円以上の工事	兼任可		※5

上表の金額は建築一式工事にあつては9,000万円以上

複数の工事での運用2 (密接な関係がある工事)		4,500万円以上のⅠ工事		
		主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
4,500万円未満のⅡ工事	主任技術者	※6	※7・8	兼任不可
	現場代理人	※7・8	※7・8	兼任不可
	営業所技術者等	兼任不可	兼任不可	

上表の金額は建築一式工事にあつては9,000万円未満

- ※5. 営業所技術者等は営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、原則として現場代理人及び工事現場の主任技術者になることはできない。ただし建設業法第26条の5の中で以下の要件のいずれにも該当する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の監理技術者等(主任技術者、監理技術者)の職務を兼務できるとされている。

【兼務の要件】

- 工事契約 豊橋市又は豊橋市上下水道局と請負契約が締結された工事であること
- 請負金額 1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- 兼任現場数 1工事現場
- 営業所と工事現場の距離 1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 下請次数 3次まで
- 連絡員の配置 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- 施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- 人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- 現場状況を確認するための情報通信機器の設置
- 直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

- (1) 前年度、豊橋市又は豊橋市上下水道局と契約した工事の成績において、現場代理人または主任技術者として 70 点未満の成績評定の担当者であったものは、専任が必要な工事の管理の兼任は認めないものとする。

※6. 建設業法施行令第 27 条第2項において、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。表(D)
なお、当該規定については監理技術者には適用されない。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において施工する場合。
なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を下請け業者で施工する場合等も含まれる。
- (2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2件までとする。
- (3) (1)、(2) の適用にあたっては個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう適正に判断する。
- (4) 前年度、豊橋市又は豊橋市上下水道局と契約した工事の成績において、現場代理人または主任技術者として 70 点未満の成績評定の担当者であったものは、専任が必要な工事の管理の兼任は認めないものとする。

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例

- ・連続する河川(本・支川又は流入する水路)における同種・類似工事
- ・道路における同種・類似工事
- ・下水道の同種・類似工事
- ・水道の配水管の移設、布設等の同種・類似工事
- ・公園や区画整理の同一区域内の同種・類似工事
- ・建築物の同一敷地内の同種類似工事 等

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・工事間で土砂等を流用する工事(仮置き場として共有する場合は除く)
- ・工事用道路を共有する工事
- ・道路規制の調整を要する工事
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程の調整を必要とする工事
- ・相当部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する工事 等

※7. 以下に掲げるイ、ロ、ハ、ニ掲げる期間については、工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事の現場代理人を兼任することができる。

- イ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)
- ロ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ハ 工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ニ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間(同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合に限る)

ただし、いずれの場合も発注者と受注者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっていること。

※8. 現場代理人は密接な関係のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合（重なる場合も含め原則工区が隣接している場合）、請負金額に関わらず二以上の工事で兼任できるものとする。

また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の契約が随意契約により締結される場合に限る。）、請負金額に関わらず二以上の工事で兼任できるものとする。

なお、上記※7、※8によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではない。

この留意事項は平成28年6月1日から実施する。

附 則

この留意事項は平成29年4月1日から実施する。

附 則

この留意事項は令和5年1月1日から実施する。

附 則

この留意事項は令和7年2月1日から実施する。

附 則

この留意事項は令和8年9月1日から実施する。

参考通知

平成15年4月21日 国総建第18号

営業所における専任の技術者の取扱いについて

平成21年6月30日 国総建第75号

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

平成23年11月14日 国土建第161号

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成26年2月3日 国土建第272号

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

配置技術者等の留意事項(解説)

表(A)主任技術者の兼任

一般的な建設業法の考え方で、主任技術者は、この場合、何件までという兼任規定はない。

工事名・金額	主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
I 工事 2,800 万円	豊橋 太郎	豊田 一郎	今橋 始
II 工事 2,900 万円		岡崎 二郎	
III 工事 4,000 万円		豊川 三郎	
IV 工事 4,100 万円		蒲郡 四郎	
V 工事 3,200 万円		田原 五郎	
VI 工事 4,200 万円		新城 六郎	
VII 工事 4,300 万円		御津 七郎	
VIII 工事 4,400 万円		幡豆 八郎	

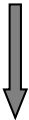
※ I ～VIII 工事の請負代金の額がそれぞれ 4,500 万円未満 (建築一式工事にあつては 9,000 万円未満) の場合。

表(B)主任技術者と現場代理人の兼任

豊橋市独自の緩和規程(主任技術者と現場代理人の関係)

工事名・金額	主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
I 工事 2,800 万円	豊橋 太郎		今橋 始
II 工事 2,900 万円			
III 工事 4,000 万円			
IV 工事 4,100 万円	豊田 一郎		
V 工事 3,200 万円			
VI 工事 4,200 万円			

※ I ～VI 工事の請負代金の額がそれぞれ 4,500 万円未満 (建築一式工事にあつては 9,000 万円未満) の場合。



ただし、豊橋太郎が前年度、主任技術者(又は現場代理人)として従事した工事の工事成績評定が 70 点未満であった場合は現場代理人との兼任は一工事までとする。

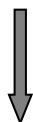
表(B)2

工事名・金額	主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
I 工事 2,800 万円	豊橋 太郎		今橋 始
II 工事 2,900 万円		豊橋 太郎 の兼任は否	
III 工事 4,000 万円		豊橋 太郎 の兼任は否	

表(C) 豊橋市独自の緩和規程(主任技術者と現場代理人と営業所技術者等の関係)

工事名・金額	主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
I 工事 2,800 万円	豊橋 太郎		今橋 始
II 工事 2,900 万円			
III 工事 4,000 万円			
IV 工事 4,100 万円			
V 工事 3,200 万円			
VI 工事 4,200 万円	豊田 一郎		
VII 工事 4,300 万円			
VIII 工事 4,400 万円			

※ I ～ VIII 工事の請負代金の額がそれぞれ 4,500 万円未満の場合(建築一式工事にあつては 9,000 万円未満)。



ただし、今橋始が前年度、主任技術者(又は現場代理人)として従事した工事の工事成績評価が 70 点未満であった場合は現場代理人との兼任は一工事までとする。

表(C)2

工事名・金額	主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
I 工事 2,800 万円		今橋 始の 兼任は否	今橋 始
II 工事 2,900 万円			

表(D) 専任の主任技術者と現場代理人の兼任

工事名・金額	主任技術者	現場代理人	営業所技術者等
VIII 工事 4,400 万円	豊田 一郎	豊川 三郎	今橋 始
IX 工事 4,500 万円			
X 工事 5,000 万円	岡崎 二郎	蒲郡 四郎	
XI 工事 7,500 万円		田原 五郎	

※ VIII 工事の請負代金の額がそれぞれ 4,500 万円未満の場合(建築一式工事にあつては 9,000 万円未満)。

※ IX ～ XI 工事の請負代金の額が 4,500 万円以上の場合(建築一式工事にあつては 9,000 万円以上)。